

令和8年第2回

茅ヶ崎市議会定例会 議案等要旨

議案第63号 専決処分の承認について

）

議案第97号 市道路線の認定について

報告第4号 茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

）

報告第14号 専決処分の報告について

議案第63号 専決処分の承認について(議案書 P7~14)

(茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例)

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するとともに、移動等円滑化が特に必要な建築物に該当する家屋のうち、利便性等向上改修工事が行われたものに対する固定資産税等の額を減ずる割合を定めた等のもの

議案第64号 専決処分の承認について(議案書 P15~17)

(茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)

保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の改正に伴い、患者の希望による先発医薬品の処方等について徴収する費用の額を引き上げたもの

議案第65号 令和8年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第1号)(議案書 P19~31)

歳入歳出それぞれ62,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97,112,096千円とするもの

(歳出)

「款 3 民生費」

「項 1 社会福祉費」

「目 1 社会福祉総務費」

物価高騰等への対応及び民生委員・児童委員の活動環境の改善を図ることに伴い、報償費を増額するもの

「款 4 衛生費」

「項 2 清掃費」

「目 1 清掃総務費」

原油価格等の高騰により、指定ごみ袋の作製コストが上昇していることに伴い、契約単価の改定が必要なことから委託料を増額するもの

「款 8 土木費」

「項 3 河川費」

「目 2 河川管理費」

買収した用地の地中から産業廃棄物等が確認されたことを受け、掘削・運搬・処分を行うことに伴い、工事請負費を増額するもの

(歳入)

「款 1 6 県支出金」

歳出の事業の財源として、「民生委員費負担金」を増額するもの

「款 19 繰入金」

歳出の事業の財源として、「ごみ減量化・資源化基金繰入金」を増額するもの

「款 21 諸収入」

歳出の事業の財源として、「千ノ川整備事業費負担金」を増額するもの

(債務負担行為の補正)

「清掃総務管理経費」について、令和9年度指定ごみ袋作製業務委託において、原油価格等の高騰により、指定ごみ袋の作製コストが上昇していることに伴い、契約単価の改定が必要なため、債務負担行為の限度額を変更するもの

議案第66号 令和8年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第2号)(議案書 P32~53)

歳入歳出それぞれ525,052千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97,637,148千円とするもの

(歳出)

「款 2 総務費」

「項 1 総務管理費」

「目 1 一般管理費」

平成 25 年度生活扶助基準改定に係る最高裁判決を踏まえ、生活保護費の差額を追加給付するための事業に従事する職員の配置換えに伴い、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を減額するもの

平成 25 年度生活扶助基準改定に係る最高裁判決を踏まえ、生活保護費の差額を追加給付することに伴い、会計年度任用職員に係る共済費を増額するもの

「目 1 4 スポーツ振興費」

柳島スポーツ公園維持管理・運営事業に係る費用について、契約書の規定に基づき、物価変動等によるサービス購入費の改定を行うことに伴い、委託料を増額するもの

「目 1 5 多様性社会推進費」

外国籍市民との顔の見える関係を構築するため、まち・ひと・しごと創生基金を活用し、国際交流協会と共催する国際交流フェスティバルを充実させることに伴い、委託料を増額するもの

「款 3 民生費」

「項 1 社会福祉費」

「目 1 社会福祉総務費」

平成 25 年度生活扶助基準改定に係る最高裁判決を踏まえ、生活保護費の差額を追加給付するための事業に従事する職員の配置換えに伴い、給料、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当、共済費を増額するもの

「項 3 生活保護費」

「目 1 生活保護総務費」

平成 25 年度生活扶助基準改定に係る最高裁判決を踏まえ、生活保護費の差額を追加給付することに伴い、報酬、会計年度任用職員期末勤勉手当、費用弁償、普通旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料を増額するもの

「目 2 扶助費」

平成 25 年度生活扶助基準改定に係る最高裁判決を踏まえ、生活保護費の差額を追加給付することに伴い、扶助費を増額するもの

「款 4 衛生費」

「項 1 保健衛生費」

「目 1 保健衛生総務費」

予防接種法に基づく予防接種を受けたことによる健康被害について、厚生労働大臣より等級認定が変更されたことに伴い、扶助費を増額するもの

「目 2 予防費」

結核患者との接触者に対する検査について、当初の見込みを上回る件数が必要となったことに伴い、委託料を増額するもの

「款 8 土木費」

「項 4 都市計画費」

「目 1 都市計画総務費」

保安上危険となるおそれのある特定空家等の行政代執行を実施することに伴い、消耗品費、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの

茅ヶ崎海岸グランドプラン推進に向け、該当区域の利活用等を検討することに伴い、委託料を増額するもの

「款 10 教育費」

「項 1 教育総務費」

「目 2 事務局費」

命を大切にすることを育むため、児童や学校職員に加えて保護者を対

象とした講演会等を実施することに伴い、報償費、消耗品費を増額するもの

「項 3 中学校費」

「目 1 学校管理費」

西浜中学校屋内運動場のバスケットゴールを修繕することに伴い、修繕料を増額するもの

(歳入)

「款 1 5 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「生活保護費負担金」、「感染症予防事業費負担金」、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」を増額するもの

「款 1 6 県支出金」

歳出の事業の財源として、「生活保護費負担金」、「予防接種健康被害救済費補助金」、「「いのち」を大切に作る心をはぐくむ教育推進研究委託金」を増額するもの

歳出の事業の財源として、「地域日本語教育の総合的な体制づくり市町村推進事業費補助金」を減額するもの

「款 1 9 繰入金」

歳出の事業の財源として、「まち・ひと・しごと創生基金繰入金」、
「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金繰入金」を増額するもの

「款 20 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

「款 21 諸収入」

歳出の事業の財源として、「保健所業務受託事業収入」、「行政代
執行費用徴収金」を増額するもの

(繰越明許費の補正)

「予防保全事業」について、汐見台小学校給湯設備改修工事におい
て、給湯器の納品に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めない
ため、次年度へ繰り越すもの

(債務負担行為の補正)

「柳島スポーツ公園管理運営経費」について、柳島スポーツ公園維
持管理・運営事業に係る費用において、契約書の規定に基づき、物価
変動等によるサービス購入費の改定を行い、委託料を増額することに
伴い、債務負担行為を設定するもの

議案第67号 茅ヶ崎市行政手続条例の一部を改正する

条例(議案書 P54～55)

行政手続法の改正に鑑み、聴聞及び弁明の機会の付与に関する
手続における公示の方法を改めるためのもの

議案第68号 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正 する条例(議案書 P56)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事
務処理者を定める命令の制定に伴い、所要の規定を整備するた
めのもの

議案第69号 茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例 (議案書 P57～58)

出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、所要の規定を整備
するためのもの

議案第70号 茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地

域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(議案書 P59~65)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に係る利用定員等の基準を定めるためのもの

議案第71号 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(議案書 P66~69)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、小規模型保育事業所A型等に勤務する保育士の数の算定に係る基準を緩和するとともに、児童対象性暴力等を防止する等のための措置に係る基準を定める等のためのもの

議案第72号 茅ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(議案書 P70)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴

い、児童対象性暴力等を防止する等のための措置に係る基準を定めるためのもの

議案第73号 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(議案書 P71)

東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するためもの

議案第74号 茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例(議案書 P72)

令和8年度分の介護保険料の減免に係る特例を定めるためのもの

議案第75号 茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例(議案書 P73)

香川住宅の一部の解体に伴い、所要の規定を整備するためもの

議案第76号 農業委員会委員の任命について(議案書 P74～76)

農業委員会委員に 池杉 隆司 氏を任命するもの

議案第77号 農業委員会委員の任命について(議案書 P77～78)

農業委員会委員に 石井 修 氏を任命するもの

議案第78号 農業委員会委員の任命について(議案書 P79～80)

農業委員会委員に 石井 保 氏を任命するもの

議案第79号 農業委員会委員の任命について(議案書 P81～82)

農業委員会委員に 市川 テルエ 氏を任命するもの

議案第80号 農業委員会委員の任命について(議案書 P83～84)

農業委員会委員に 岩壁 俊彦 氏を任命するもの

議案第81号 農業委員会委員の任命について(議案書 P85～

86)

農業委員会委員に 大竹 孝一 氏を任命するもの

議案第82号 農業委員会委員の任命について(議案書 P87～

88)

農業委員会委員に 岡本 重雄 氏を任命するもの

議案第83号 農業委員会委員の任命について(議案書 P89～

90)

農業委員会委員に 柿澤 博 氏を任命するもの

議案第84号 農業委員会委員の任命について(議案書 P91～

92)

農業委員会委員に 川島 忠 氏を任命するもの

議案第85号 農業委員会委員の任命について(議案書 P93～

94)

農業委員会委員に 齋藤 和子 氏を任命するもの

議案第86号 農業委員会委員の任命について(議案書 P95～

96)

農業委員会委員に 杉本 剛昭 氏を任命するもの

議案第87号 農業委員会委員の任命について(議案書 P97～98)

農業委員会委員に 高橋 芳嗣 氏を任命するもの

議案第88号 農業委員会委員の任命について(議案書 P99～100)

農業委員会委員に 原田 勝幸 氏を任命するもの

議案第89号 農業委員会委員の任命について(議案書 P101～102)

農業委員会委員に 吉田 恵子 氏を任命するもの

議案第90号 工事請負契約の変更について(議案書 P103)

浜園橋橋りょう整備工事（護岸工）の請負契約について、河川内における地中障害物への対応に日数を要したことから、工期の延長をするためのもの

議案第91号 指定管理者の指定について(議案書 P104)

松林コミュニティセンターの指定管理者に松林地区まちぢから協議会を指定するためのもの

議案第92号 権利の放棄について(議案書 P105)

遺言者の相続財産について遺贈を受ける権利を放棄するためのもの

議案第93号 和解について(議案書 P106)

公用車の事故について和解を成立させるためのもの

議案第94号 和解について(議案書 P107)

公用車の事故について和解を成立させるためのもの

議案第95号 和解について(議案書 P108~109)

土地売買契約に基づく履行の追完について和解を成立させるためのもの

議案第96号 市道路線の廃止について(議案書 P110~112)

西久保地内で、一般交通の用に供する必要がなくなった市道518
5号線を廃止するもの

議案第97号 市道路線の認定について(議案書 P113~115)

今宿地内で、大洋建設株式会社が築造し、本市に帰属した道路を市
道5808号線として認定するもの

報告第4号 茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について (議案書 P116)

(令和7年度事業報告)

公有用地取得事業については、公有用地の取得なし

公有用地売却事業については、公有用地の売却なし

保有土地賃貸事業については、保有土地の有効活用を図るた
め、4,969.98平方メートルを茅ヶ崎市ほかに貸し付けし、
金額は、32,207,497円となるもの

(令和7年度収支計算書)

収益的収入については、事業収益及び事業外収益で、合計は
32,216,068円となるもの

収益的支出については、事業原価、販売費及び一般管理費で、

合計 5, 089, 525 円となるもの

資本的収入については、金融機関及び茅ヶ崎市からの借入金で、合計は 2, 265, 000, 000 円となるもの

資本的支出については、公有地取得事業費及び借入金償還金で、合計は 2, 287, 088, 932 円となるもの

資金収支決算書については、受入資金から支払資金を差し引いた 50, 120, 685 円が次年度繰越金となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、現金及び預金、公有用地及び代替地で、合計は 2, 594, 491, 210 円となるもの

負債の部については、未払金、短期借入金、未払費用及び前受収益で、合計は 1, 765, 904, 921 円となるもの

資本の部については、基本財産、前期繰越準備金及び当期純利益で、合計は 828, 586, 289 円となるもの

以上により、負債及び資本の合計は、2, 594, 491, 210 円となり、資産合計と一致するもの

(損益計算書)

事業収益については、公共用地取得事業収益で 0 円、附帯等事

業収益で32,207,497円であり、合計は32,207,497円となるもの

事業原価については、公有地取得事業原価で0円、附帯等事業原価で、283,405円であり、合計は283,405円となるもの

事業総利益については、事業収益から事業原価を差し引いたもので、31,924,092円となるもの

事業利益については、事業総利益から販売費及び一般管理費を差し引いたもので、27,117,972円となるもの

経常利益については、事業利益に事業外収益を加えたもので、27,126,543円となり、この額が当期純利益となるもの
(キャッシュ・フロー計算書)

事業活動によるキャッシュ・フローについては、20,044,392円となるもの

投資活動によるキャッシュ・フローについては、該当なし

財務活動によるキャッシュ・フローについては、15,000,000円の減少となるもの

現金及び現金同等物増加額は、5,044,392円となり、現金及び

現金同等物期首残高40,076,293円に5,044,392円を加えた45,120,685円が、現金及び現金同等物期末残高となるもの
(財産目録)

令和7年度末における、資産合計から負債合計を差し引いた828,586,289円が純財産となるもの

(借入金明細書)

令和7年度中の借入及び返済状況を借入先別に表したもので、期末残高は、1,765,000,000円となるもの

(公有用地保有状況)

令和7年度末の保有地積は、6,985.86平方メートル、額にして2,544,370,525円となるもの

(令和8年度事業計画)

公有用地取得計画については、予定なし

公有用地売却計画については、予定なし

その他の事業計画として、保有土地賃貸事業については、令和7年度に引き続き、茅ヶ崎市ほかに貸し付けを行う予定となるもの

なお、これにより算定したものが、令和8年度予算実施計画書

となるもの

報告第5号 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興 財団の経営状況について(議案書 P117)

(令和7年度事業報告)

指定管理者として、市民文化会館、美術館及び松籟庵、体育館、体育施設の管理運営業務を実施したほか、市民の要望に応えた市民文化会館事業、美術館事業、松籟庵事業、体育館事業、体育施設事業、並びに主に体育館及び体育施設利用時に必要な物品の販売事業を行うなど、文化芸術・スポーツの向上及び振興に努めたもの

(正味財産増減計算書)

経常収益については、基本財産の運用益、主催事業等の事業収益、指定管理料収益、受取補助金などで、合計は、793,865,352円となるもの

経常費用については、財団の運営に要する経費として、事業費及び管理費をそれぞれ支出したもので、合計は、782,555,465円となるもの

経常収益計から経常費用計を差し引いた当期経常増減額は、11,

309,887円となるもの

当期一般正味財産増減額については、税引前当期一般正味財産増減額11,309,887円より法人税・住民税及び事業税分6,291,000円を差し引いた額に、一般正味財産期首残高427,577,631円を加えた、432,596,518円が一般正味財産期末残高となるもの

正味財産期末残高については、指定正味財産がないことから、一般正味財産期末残高と同額となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、流動資産として現金・預金及び未収金、固定資産として基本財産、特定資産、及びその他固定資産で、合計は、561,488,737円となるもの

負債の部については、流動負債として未払金、預り金、固定負債として退職給付引当金で、合計は、128,892,219円となるもの

正味財産の部については、資産合計から負債合計を差し引いたものが一般正味財産であり、負債合計に一般正味財産を合わせた、負債及び正味財産合計は、561,488,737円となり、資産合計と一致するもの

(財産目録)

貸借対照表における資産合計から負債合計を差し引き、正味財産として表したもの

(令和8年度事業計画)

展開する事業は、公益目的事業として、「芸術文化の振興を目的とする事業」及び「スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業」、収益目的事業として、「物品販売事業」及び「公益目的の外施設貸与事業」を行うもの

事業計画については、令和8年度事業計画書及び収支予算書のとおり

報告第6号 土地信託の事務処理状況について(議案書 P118)

土地信託受託者の三菱UFJ信託銀行株式会社より、令和7年度事業実績に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類の提出を受け、報告するもの

(令和7年度事業実績)

前年度に引き続き、テナントの契約管理、収支管理及び建物の総合管理業務を行ったもの

(損益計算書)

収入の部については、テナントの賃貸料及び共益費等で、収入合計は157,679,131円、支出の部については、損害保険料から消費税まで、支出額合計は85,698,817円、当期信託利益金は、収支差額の71,980,314円となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、土地及び建物等で、合計は1,383,851,588円、負債の部については、前受金及び敷金で、合計は54,829,532円、資本の部については、引受不動産及び修繕積立金等で、合計は1,257,041,742円、負債・資本の部の合計は1,311,871,274円となり、資産合計から負債・資本合計を差し引いた71,980,314円が当期未処分利益金となるもの

(利益金処分計算書)

当期未処分利益金から元本組入額を差し引いた27,800,000円が、令和7年度の信託配当額となるものの

(令和8年度事業計画)

今年度の期間については、三菱UFJ信託銀行株式会社との土地信

託契約期間である令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間のもの

(事業計画)

前年度に引き続き、テナントの契約管理、収支管理及び建物の総合管理業務を行うもの

今年度予定されている茅ヶ崎トラストビル共用部の照明設備LED化工事等のため、修繕費を多く計上したもの

報告第7号 令和7年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書について(議案書 P119~123)

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「(仮称)松林地区地域集会施設整備事業」の令和7年度の年割額の執行残額を、令和8年度に逡次繰越するもの

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「松林地区ボランティアセンター整備事業」の令和7年度の年割額の執行残額を、令和8年度に逡次繰越するもの

「松林地区地域包括支援センター整備事業」の令和7年度の年割額の執行残額を、令和8年度に逡次繰越するもの

「項2 児童福祉費」

「こどもセンター整備事業」の令和7年度の年割額の執行残額を、令和8年度に逡次繰越するもの

「款4 衛生費」

「項1 保健衛生費」

「保健所庁舎整備事業」の令和7年度の年割額の執行残額を、令和8年度に逡次繰越するもの

「款8 土木費」

「項2 道路橋りょう費」

「浜園橋橋りょう整備事業（護岸工）」の令和7年度の年割額の執行残額を、令和8年度に逡次繰越するもの

「項3 河川費」

「駒寄川整備事業」の令和7年度の年割額の執行残額を、令和8年度に逡次繰越するもの

「款10 教育費」

「項3 中学校費」

「学校施設整備事業（浜須賀中学校南棟大規模改修工事）」の令和7年度の年割額の執行残額を、令和8年度に逡次繰越するもの

報告第8号 令和7年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明 許費繰越計算書について(議案書 P125~133)

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「一般管理経費」について、茅ヶ崎市くらし応援商品券事業において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「車両管理経費」について、自動車損害保険料及び公課費において、ごみ収集車及び災害対応特殊消防ポンプ自動車において、製造工程に遅延が生じたこと等により、年度内に納車が完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「情報化推進経費」について、庁内ネットワークにおける無線LAN環境の追加整備において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「アーバンスポーツ推進事業」について、総合体育館の前庭におけるアーバンスポーツの環境整備に係る調査業務において、年度内に完

了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項3 戸籍住民基本台帳費」

「社会保障・税番号制度推進事業」について、戸籍の附票システム及び住民基本台帳システムの改修において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「システム標準化関連経費」について、戸籍附票システムの標準化・共通化に係る一部業務において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「公的介護施設等整備推進事業補助金」について、介護施設等が行う非常用自家用発電設備の整備に要する費用の一部助成において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「物価高騰対応重点支援事業（社会福祉総務費）」について、物価高の影響を受ける介護サービス事業所等への事業運営支援において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「障がい者福祉管理経費」について、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定及び処遇改善に伴う福祉総合システムの改修において、年

年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「予防保全事業」について、つつじ学園の屋上防水・外壁改修工事において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「物価高騰対応重点支援事業（障がい者福祉費）」について、物価高の影響を受ける障害福祉サービス事業所等への事業運営支援において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「養護老人ホーム湘風園関係経費」について、養護老人ホーム湘風園の新館空調の更新工事において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「松林ケアセンター管理経費」について、松林ケアセンター浴槽循環ろ過装置の交換修繕において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項2 児童福祉費」

「職員給与費」について、物価高対応子育て応援手当の支給において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「ファーストプレゼント事業」について、令和7年度内に児童が出生した世帯への商品発送の一部において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「物価高対応子育て応援手当」について、物価高対応子育て応援手当の支給において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「物価高対応子育て応援手当支給事務費」について、物価高対応子育て応援手当の支給において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項3 生活保護費」

「生活保護総務管理経費」について、外国人保護の情報連携データの副本登録に伴う、生活保護基盤事務システムにおける副本データの改修において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款4 衛生費」

「項1 保健衛生費」

「物価高騰対応重点支援事業（保健衛生総務費）」について、物価高の影響を受ける医療機関等への事業運営支援において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項2 清掃費」

「収集車等購入経費」について、ごみ収集車の購入において、社会情勢により車両の製造に1年以上の期間を要し、年度内に納車が完了

しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款6 農林水産業費」

「項1 農業費」

「物価高騰対応重点支援事業（農業振興費）」について、物価高の影響を受ける農業者に対する農業者物価高騰対策支援給付金の支給において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項2 水産業費」

「漁港機能保全事業」について、茅ヶ崎漁港（東防波堤）機能保全工事において、破損していた消波ブロックの製造に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款7 商工費」

「項1 商工費」

「職員給与費」について、茅ヶ崎市くらし応援商品券事業において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「道の駅整備推進事業」について、モニタリング支援業務において、供用開始初年度末までの業務内容を対象としていることから、年度内に完了しなかったため、及び道の駅周辺の交通渋滞対策に向けた神奈川県流域下水道用地内の臨時駐車場設置工事について、年度内に完了

しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「物価高騰対応重点支援事業（商工振興費）」について、茅ヶ崎市
くらし応援商品券事業及び商店街団体等が実施する商店街振興事業へ
の支援において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款 8 土木費」

「項 2 道路橋りょう費」

「道路橋りょう総務管理経費」について、国道 1 号地下横断歩道の
屋根改修において、部材の腐食状況の点検や改修に向けた検討内容の
調整に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、及び国の補
正予算を活用する路面下空洞調査業務委託並びに茅ヶ崎駅北口駅前広
場の昇降設備の更新工事、修繕において、年度内に完了しなかったた
め、次年度へ繰り越すもの

「道路舗装修繕事業」について、国の補正予算を活用する舗装修繕
工事において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「香川甘沼線道路改良事業」について、国の補正予算を活用する埋
蔵文化財発掘調査において、年度内に完了しなかったため、次年度へ
繰り越すもの

「上赤羽根堤線道路改良事業」について、道路詳細設計業務を進め

るにあたり、交通管理者との協議に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「市道7449号線道路改良事業」について、入札不調により受注者の選定に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「市道0109号線歩道設置事業」について、地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「市道0110号線歩道設置事業」について、地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「行谷芹沢線道路改良事業」について、道路の占用企業者による支障物件の移設に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「下寺尾芹沢線道路改良事業」について、道路詳細設計業務にあたり、交通管理者との協議に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、及び前倒しして実施する用地買収については年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「道路照明灯等関係経費」について、JR相模線小出踏切内の安全対策において、施工内容や維持管理に関する東日本旅客鉄道株式会社との協議に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「浜園橋橋りょう整備事業」について、浜園橋橋りょう整備工事（護岸工）の変更設計積算・現場監理において、同工事の工期延伸に伴い、年度内に完了しなかったため、及び浜園橋橋りょう整備工事（護岸工）の完了後に実施する家屋事後調査業務委託等について、同工事の工期延伸に伴い、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「橋りょう等長寿命化推進事業」について、新鶴嶺橋長寿命化修繕工事の変更設計積算・現場監理において、契約時期の見直しにより、年度内に完了しなかったため、及び神明歩道橋修繕工事の関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、並びに国の補正予算を活用する橋りょう等長寿命化修繕計画の改定及び橋りょう等の定期点検において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項3 河川費」

「千ノ川整備事業」について、資材搬入経路に係る用地協議に不測

の日時を要し、着工が遅れたほか、施工方法の変更により工期が延伸することに伴い、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項4 都市計画費」

「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業」について、基本検討に関して関係団体との協議に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「新国道線街路事業」について、地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、家屋調査において、関係地権者との連絡調整に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、及び国の補正予算を活用する埋蔵文化財発掘調査において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「茅ヶ崎駅南口周辺道路整備事業」について、設計に係る関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款9 消防費」

「項1 消防費」

「消防施設設備維持管理経費」について、消防署海岸出張所に設置されているホースリフターの修繕において、年度内に完了しなかった

ため、次年度へ繰り越すもの

「消防通信業務管理経費」について、消防用無線装置の車両転載事業において、災害対応特殊消防ポンプ自動車の製造工程に遅延が生じ、年度内に納車が完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「消防車両整備事業」について、災害対応特殊消防ポンプ自動車において、製造工程に遅延が生じ、年度内に納車が完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款 10 教育費」

「項 1 教育総務費」

「特別支援教育指導関係経費」について、階段昇降車の購入において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「教育事務委託負担金」について、藤沢市への教育事務委託負担金において、藤沢市が国の補正予算を活用する駒寄小学校グラウンド改修工事が年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項 2 小学校費」

「学校施設整備事業」について、小学校屋内運動場他空調設備設置工事の一部の工事において、入札の中止により、工事着手の時期が遅延となり、年度内に完了しなかったため、及び国の補正予算を活用す

る鶴嶺小学校外9校の屋内運動場照明設備改修工事について、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「予防保全事業」について、松林小学校北棟、松浪小学校北棟東及び浜須賀小学校南棟の屋上防水・外壁改修工事において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「施設設備補修費」について、小学校の体育器具及び遊具の修繕において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「特別支援学級関係経費」について、国の補正予算を活用する鶴嶺小学校への特別支援学級の設置において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項3 中学校費」

「学校施設整備事業」について、国の補正予算を活用する浜須賀中学校北棟トイレ改修工事及びLED化を含む同校南棟の大規模改修（電気設備）工事において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「特別支援学級関係経費」について、国の補正予算を活用する松浪中学校への特別支援学級の設置において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項4 学校給食費」

「学校給食施設設備補修費」について、緑が浜小学校給食調理場の排風機の修繕において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項5 社会教育費」

「管理運営経費」について、図書館本館の授乳室設置工事において、入札不調により受注事業者の選定に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

報告第9号 令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書について(議案書 P135~137)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額として、「雨水施設整備事業」及び「汚水施設整備事業」については、事業者との協議に時間を要したため、事業費を令和8年度に繰り越すもの

「長寿命化事業」については、国の令和7年度第1次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたため、事業費を令和8年度に繰り越すもの

「地震対策事業」及び「中島ポンプ場整備事業」については、河川管理者との協議に時間を要したため、事業費を令和8年度に繰り越すもの

報告第10号 令和7年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書について(議案書 P139~141)

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額として、「物品等補給管理経費（窓付封筒作成業務）」については、年度末になって、年度内の納品が見込めないことが判明し、調達に不測の日数を要したため、事業費を令和8年度に繰り越すもの

報告第11号 専決処分の報告について (議案書 P142)

令和7年11月12日午前9時00分頃、浜見平13番1号コンフォール茅ヶ崎浜見平敷地内において、環境事業センター職員が運転するゴミ収集車が転回するため後退した際、相手方の車止めポールに接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したもの

報告第12号 専決処分の報告について (議案書 P143)

令和7年12月15日午後2時20分頃、下町屋二丁目8番18号において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が交差点を右折する際、相手方の塀に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したもの

報告第13号 専決処分の報告について (議案書 P144)

令和8年2月26日午前9時00分頃、高田一丁目6番24号において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が対向車を避けるため道路端へ寄せた際、相手方車庫の雨どいに接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したもの

報告第14号 専決処分の報告について (議案書 P145)

令和8年3月4日午前7時15分頃、円蔵二丁目6番32号において、単独柱に設置している道路反射鏡が転倒し、駐車場に駐車していた相手方の車両に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償したもの